



線引き集 コンセプト

- 一級専用、二級専用で
出題ポイントが一目瞭然！
- 条文の理解が
格段にスピードアップ！

線引きのコンセプト

1. 線引きの必要性

建築士試験では、最短時間で条文にたどり着くために**インデックスシール**が必要不可欠であり、条文内容を理解するために**線引き**が必要不可欠です。

特に一級建築士試験では、「法規」は時間との勝負です。

2. マーカーと下線の併用

試験のポイントに**下線**を引き、特に強調したいところや目立たせたいところに**マーカー**を引いています。

線引きのコンセプト

3. 色分け

オレンジ

オレンジ

●オレンジ(ベース色)の下線は本文中のポイント

●オレンジのマーカ-は強調や対比したい部分

【例】法2条六号

延焼のおそれのある部分

隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物

(略) 相互の外壁間の中心線

(略) から、1階にあっては

3 m以下、2階以上にあっては

5 m以下の距離にある建築物の部分という。

線引きのコンセプト

<p>赤</p>	<ul style="list-style-type: none">●用語の定義●オレンジマーカーよりさらに強調したい部分
<p><u>青</u></p> <p>青</p>	<ul style="list-style-type: none">●青の下線はただし書、除外規定●青のマーカーはただし書等の強調部分
<p>黄</p>	<ul style="list-style-type: none">●「法」から「令」へ飛ぶ部分、関連など。

線引きのコンセプト

【例】法2条八号

防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、**防火性能**（建築物の**周囲**において発生する通常の火災による**延焼**を抑制するために当該**外壁又は軒裏**に必要とされる性能をいう。）に関して**政令**で定める**技術的基準**に適合する鉄網モルタル塗、しっくい塗その他の構造で、国土交通**大臣**が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

ここに飛ぶ

◆政令【防火性能に関する**技術的基準**】**令108条**→

◆大臣【**H12告示1359号**】→

関連 → **関連**【**準防火性能**】**法23条**→

線引きのコンセプト

4. 「号」、「イ、ロ、ハ」等の 列挙事項と、前文との 対応関係を明確化

列挙事項が本文に対応する
のか、ただし書に対応
するのかを明確にしてい
ます。

【例1】

…**次**の各号のいずれか…

一 …

二 …

【例2】

…。**ただし**、**次**の各号の一に該
当する場合は、この限りでない。

一 …

二 …

線引きのコンセプト

5. 推奨ペン

こすると消えるPILOT FRIXION (フリクション)がお奨めです。

- ① オレンジマーカー
- ② オレンジ0.5mm
- ③ ピンクマーカー
- ④ ブルーマーカー
- ⑤ ライトブルー0.5mm
- ⑥ イエローマーカー

何本かずつ用意しておきましょう。



線引きのコンセプト

6. 応用

かっこ書が邪魔などの理由で特に読みにくい条文には、本文部分に薄いマーカーを追加すると、読みやすくなります。その場合には

- ⑦ ソフトオレンジマーカー
- ⑧ ソフトブルーマーカー

がお奨めです。

線引きのコンセプト

【例】法2条六号

延焼のおそれのある部分 **隣地境界線**、**道路中心線**又は**同一敷地内の2以上の建築物**（**延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。**）**相互の外壁間の中心線**（**口において「隣地境界線等」という。**）から、**1階**にあっては**3m以下**、**2階以上**にあっては**5m以下**の距離にある建築物の部分という。



ソフトオレンジマーカー

延焼のおそれのある部分 **隣地境界線**、**道路中心線**又は**同一敷地内の2以上の建築物**（**延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。**）**相互の外壁間の中心線**（**口において「隣地境界線等」という。**）から、**1階**にあっては**3m以下**、**2階以上**にあっては**5m以下**の距離にある建築物の部分という。